

## デートDV防止講師派遣事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、高等学校、中等教育学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が行う交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）の防止に関する授業等に対して講師を派遣し、中学生又は高校生に対し、デートDVに関する理解を進め、暴力の防止、被害時の早期相談の促進を図ることを目的とする。

### (授業等)

第2条 講師を派遣する授業等は、次のとおりとする。

- (1) 県内の学校（北九州市立及び福岡市立の中学校、北九州市内及び福岡市立の高等学校及び特別支援学校を除く。）が行うものであること。
- (2) 生徒及び学校関係者を対象とするものであること。（原則として1学年以上を単位とする。）

### (講師)

第3条 派遣する講師は、デートDVに関する専門的な知識を持ち、講演実績のある特定非営利活動法人、法人格のないボランティア団体・任意団体、一般社団法人（以下「NPO等」という。）の専門家とする。

### (授業等の内容)

第4条 デートDVが心身に及ぼす影響や暴力の種類などのデートDVに関する正しい認識の啓発を行うとともに、デートDVの未然防止のために必要な内容を周知啓発する。必要に応じてロールプレイ等も行う。

### (謝金及び旅費)

第5条 講師派遣に対する謝金及び旅費に相当する経費は、県が負担する。

### (講師派遣の手続き)

第6条 講師の派遣を希望する学校は、授業等が行われる日の30日前までに「デートDV防止講師派遣事業申込書」（様式1）を県に提出する。

2 県は、NPO等と調整の上、派遣が可能な場合は、当該学校に派遣の決定を通知する。

### (実績報告)

第7条 学校は、授業等終了後30日以内に、「デートDV防止講師派遣事業実施報告書」（様式2）を県に提出する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月4日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。